

林材業 **STOP!** 熱中症 クールワークキャンペーン

「第13次労働災害防止計画」の重点対策として実施！
 <熱中症による死亡災害ゼロを目指し>

実施期間	平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
準備期間			重点取組期間			
5/1 ← クールワークキャンペーン期間 → 9/30						

★ 熱中症による死亡労働災害

林材業 12年間に 11件発生（平成17年～平成28年まで）

※ 林業 ⇒ 7件

※ 木材製造業 ⇒ 4件

★ 熱中症の症状

- | | |
|----------|--------------|
| 1. めまい | 2. 立ちくらみ |
| 3. 大量の発汗 | 4. 気分の不快 |
| 5. 吐き気 | 5. 倦怠感 |
| 7. 虚脱感 | 8. 筋肉のこむらがえり |

重傷になると



- | |
|------------|
| 1. 意識障害 |
| 2. けいれん |
| 3. 手足の運動障害 |
| 4. からだが熱い |

※少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう！

準備期間の対策

4月1日～4月30日

- 暑さ指数（WBGT値）把握の準備
 （JIS規格「JIS B 7922」）に適合した暑さ指数計を準備
- 暑さ指数に応じて、休憩時間を確保するなどの作業計画を検討
- 熱中症に詳しい人の中から熱中症予防管理者の選任

< 林業 >

緊急連絡可能地域の確認

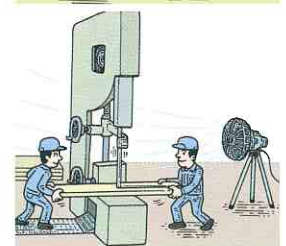
（携帯電話等が使用できる場所を把握）

< 木材製造業 >

- 通風又は冷房設備の設置
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所の確保



WBGT測定器



キャンペーン期間の対策

5月1日～9月30日

1. 休憩場所の整備
2. 涼しい服装
3. 定期的な水分・塩分の摂取
4. 暑さ指数が高いときは、作業の中止やこまめに休憩を取る
5. 健康診断結果に基づく措置
(糖尿病、高血圧、心臓疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢の者は医師の意見を聞いて作業配置を検討)
6. 作業開始前の体調確保
(睡眠不足、前日の飲み過ぎ、朝食を食べた等)
7. できるだけ一人作業をしない
8. 汗を吸収した下着はこまめに交換



< 熱中症管理者の確認 >

1. 暑さ指数の低減対策は実施しているか
2. 作業者の体調は問題ないか
3. 作業の中止や中断をしなくてよいか
4. 作業者は水分や塩分をきちんと摂取しているか

重点取組期間の対策

7月1日～7月31日

1. 暑さ指数の低減効果を確認し、必要に応じ追加対策を実施すること。
2. 梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を実施すること。
3. 水分・塩分を積極的に取ること。
4. 睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎ、当日の朝食の摂取はお互いに注意すること。
5. 期間中は重点的に教育を実施すること。
6. 異常を認めたときは、躊躇することなく救急車を呼ぶこと。



※ 特に注意を要する環境

1. 通気性の悪い保護具等を着用して作業するとき
2. 高温多湿、直射日光、無風などの条件下で作業を開始した初日～数日間
3. からだが熱さに慣れていない時期 (夏の初め頃や梅雨の合間など急に熱くなった日)
4. 休み中から体が涼しさに慣れてしまったお盆明けは要注意